災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正 する条例(案)新旧対照表

改 正 案

行

付 則

(他の法律による給付との調整)

第4条 年金たる損害補償を受ける権利を有 する者が、当該年金たる損害補償の事由と なった障害又は死亡について次の表の左欄 に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同 表の中欄に掲げる法律による年金たる給付 の支給を受ける場合には、当分の間、この 条例の規定にかかわらず、この条例の規定 (第19条の2を除く。)による年金たる 損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該 年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄 に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該 年金たる損害補償の額から当該年金たる損 害補償の事由となった障害又は死亡につい て支給される同表の中欄に<u>掲げる当該法律</u> による年金たる給付の額の合計額を控除し た残額を下回る場合には、当該残額)を支 給し、その額に50円未満の端数があると きは、これを切り捨て、50円以上100 円未満の端数があるときは、これを100 円に切り上げる。

傷病補償年金 厚生年金保険法(昭 0.73 和29年法律第11 5号)による障害厚 生年金又は被用者年 金制度の一元化等を 図るための厚生年金 保険法等の一部を改 正する法律(平成2 4年法律第63号。 以下この表及び次項 の表において「平成 24年一元化法」と いう。) 附則第41 条第1項の規定によ る障害共済年金若し くは平成24年一元 化法附則第65条第 <u>1 項の規定による障</u> 害共済年金(以下こ の表、次項の表及び 第5項の表において 「障害厚生年金等」

付 則

現

[同左]

第4条 年金たる損害補償を受ける権利を有 する者が、当該損害補償の事由となった障 害又は死亡について次の表の左欄に掲げる 年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄 に掲げる法律による年金たる給付の支給を 受ける場合には、当分の間、この条例の規 定にかかわらず、この条例の規定(第19 条の2を除く。)による年金たる損害補償 の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる 損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる 率を乗じて得た額 (その額が当該年金たる 損害補償の額から当該損害補償の事由とな った障害又は死亡について支給される同表 の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額 を控除した残額を下回る場合には、当該残 額)を支給し、その額に50円未満の端数 があるときは、これを切り捨て、50円以 上100円未満の端数があるときは、これ を100円に切り上げる。

傷病補償年金 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による 障害厚生年金及び国 民年金法(昭和34年法律第141号) の規定による障害基 礎年金(同法第30条の4の規定による 障害基礎年金を除く。 以下同じ。)	[同左]

	という。)及び国民 年金法(昭和34年 法律第141号)に よる障害基礎年金 (同法第30条の4 の規定による障害基 礎年金を除く。以下 この表、次項の表及 び第5項の表におい て「障害基礎年金」 という。	
障害補償年金	障害厚生年金等及び 障害基礎年金	0.73
遺族補償年金	厚るではは 原体生一元第遺は に又化1 原体生一元第遺は に大し元第遺の厚)よ国を和号等別の 原体生一条る項族。に(部昭4年 を保生年条る項族。に(部昭4年 をはは、遺の厚)よ国を和号等別の礎の基 では、遺の厚)よ国を和号等別の礎の基 では、遺の屋のより、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	0.80

2	年金	<u>}</u> t=	る損	害補	償を	·受I	ナるフ	権利	を有	する
	者が、							. – . •		
	пυ、	_		<u> </u>	O 12-	<u>; </u>		U) -	щС	- '& >
	た障害	又	は死	亡に	つい	て	欠の	表の	左欄	制に掲
	げる年	金	たる	損害	補償	の	種類	に応	じ	表の
	中欄に	揭	げる	法律	によ	: る:	年金:	たる	給作	か支
	給を受	きけ	る場	合 (前項	にま	現定	する	場台	きを除
	(。)	に	は、	当分	の間]、;	この	条例	の規	定に
	かかれ	05	ず、	この	条例	Jの [‡]	現定	(第	1 9	条の
	2 を院	全く	.)	によ	る年	金	こる:	損害	補償	賞の額
	に、同	表	の左	欄に	掲け	う	当該:	年金	たる	損害
	補償の)種	類に	応じ	同表	の 「	中欄	に掲	げる	当該
	> 1 / 1							. –		. / 100
	法律に	こよ	る年	金た	る給	讨る	こと	に同	表0)石欄

障害補償年金	厚生年金保険法の規 定による障害厚生年 金及び国民年金法の 規定による障害基礎 年金	〔同左〕
遺族補償年金	厚生年金 生年金 は は は は は は は は は は は は は	〔 同左 〕

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げ

に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該 年金たる損害補償の額から<u>当該年金たる損</u> <u>害補償</u>の事由となった障害又は死亡につい て支給される同表の中欄に掲げる当該法律 による年金たる給付の額を控除した残額を 下回る場合には、当該残額)を支給し、そ の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の 端数があるときは、これを100円に切り 上げる。

傷病補償年金	障害厚生年金等	0.86
傷病補償年金	障害 「管事」 「管事」 「管事」 「では、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「	0.88
	表において「旧農林 共済法」という。) による障害共済年金 (以下この表及び第 5項の表において 「平成24年一元化 法改正前国共済法等 による障害共済年金」 という。)が支給さ れる場合を除く。)	
障害補償年金	障害厚生年金等	0.83
	障害基礎年金(当該 損害補償の事由とな	0.88

る率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規 定による障害厚生年 金	〔同左〕
	世 国よ (由り合律立法第生農済図団等律第2規法い済。共る を 事よ組法地合律立法第生農済図団等律第2規法い済。共 を 事よの は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	〔同左〕
障害補償年金	<u>厚生年金保険法の規</u> 定による障害厚生年 金	〔同左〕
	国民年金法の規定に よる障害基礎年金	〔同左〕

	った障害に <u>ついて平成24年一元化法改正前国共済法等</u> による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
遺族補償年金	遺族厚生年金等	0.84
	遺族基礎年金 (当とな平附に (当とな平所に (1) を (1) との (1)	0.88

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する 者が、当該年金たる損害補償の事由となっ た障害又は死亡について、次の表の左欄に 掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表 の中欄に掲げる法律による年金たる給付の 支給を受ける場合には、当分の間、この条 例の規定にかかわらず、この条例の規定 (第19条の2を除く。)による年金たる 損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該 年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄 に掲げる当該法律による年金たる給付ごと に同表の右欄に掲げる率(当該法律による 年金たる給付の数が2である場合にあって は、当該法律による年金たる給付ごとに同 表の右欄に掲げる率を合計して得た率から 1を控除した率)を乗じて得た額(その額 が当該年金たる損害補償の額から当該年金 たる損害補償の事由となった障害又は死亡 について支給される同表の中欄に掲げる当 該法律による年金たる給付の額(当該法律 による年金たる給付の数が2である場合に

	(当該損害補償の事由となった障害に <u>より国家公務員共済組合法等の規定</u> による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
遺族補償年金	厚生年金保険法の規 定による遺族厚生年 金 国民年金法の規定に よる遺族基礎年金 (当該損害・死亡に済 会法等の規定に済 合法等の規定に済 合法等の規定にが支 される場所を除く。) 又は国民の規定による 遺族共済合を除く。) 又は国よる 定による。) となったり はよる。 はなる。)	[同左]

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する 者が、当該損害補償の事由となった障害又 は死亡について、次の表の左欄に掲げる年 金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に 掲げる法律による年金たる給付の支給を受 ける場合には、当分の間、この条例の規定 にかかわらず、この条例の規定(第19条 の2を除く。)による年金たる損害補償の 額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損 害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当 該法律による年金たる給付ごとに同表の右 欄に掲げる率(当該年金たる給付の2が支 給される場合にあっては、当該年金たる給 付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して 得た率から1を控除した率)を乗じて得た 額(その額が当該年金たる損害補償の額か ら当該損害補償の事由となった障害又は死 亡について支給される同表の中欄に掲げる 当該法律による年金たる給付の額(当該年 金たる給付の2が支給される場合にあって は、その合計額)を控除した残額を下回る

あっては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金 国民年金等改正法附 〔同左〕

停 病補償在全	国民年全等改正法财	0.75
傷病補償年金	国民年金等改正法附 則第87条第1項に 規定する年金たる保 険給付のうち障害年 金(以下この表及び 第6項の表において 「旧船員保険法によ る 障害	0.75
	う。) 国民年金等改正法附 則第78条第1項に 規定する年金たる保 険給付のうち障害年 金(以下この表及び 第6項の表において 「旧厚生年金保険法 による障害年金」と いう。)	0.75
	国民年金等改正法附 則第32条第1項に 規定する年金たる給 付のうち障害年金 (以下この表及び第 6項の表において 「旧国民年金法によ る障害年金」とい う。)	0.89
障害補償年金	旧船員保険法による 障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法に よる障害年金	0.74
	旧国民年金法による 障害年金	0.89
遺族補償年金	国民年金等改正法附 則第87条第1項に 規定する年金たる <u>保</u> <u>険給付のうち遺族年</u> 金	0.80
	国民年金等改正法附 則第78条第1項に 規定する年金たる <u>保</u> 険給付のうち遺族年 金	0.80
	国民年金等改正法附 則第32条第1項に 規定する年金たる給 付のうち母子年金、 準母子年金、遺児年	0.90

傷抦秿傊牛金	国民年金等改正法府 則第87条第1項に 規定する年金たる給 付に該当する障害年 金(以下「旧船員保 険法の規定による障 害年金」という。)	【问左】
	国民年金等改正法附 則第78条第1項に 規定する年金たる給 付に該当する障害年 金(以下「旧厚生年 金保険法の規定によ る障害年金」とい う。)	〔同左〕
	国民年金等改正法附 則第32条第1項に 規定する年金たる給 付に該当する障害年 金(以下「旧国民年 金法の規定による障 害年金」という。)	〔同左〕
障害補償年金	旧船員保険法 <u>の規定</u> による障害年金	〔同左〕
	旧厚生年金保険法 <u>の</u> 規定による障害年金	〔同左〕
	旧国民年金法 <u>の規定</u> による障害年金	〔同左〕
	にその店呈仕平	
遺族補償年金	国民年金等改正法附 則第87条第1項に 規定する年金たる <u>給</u> 付に該当する遺族年 金	〔同左〕
遺族補償年金	国民年金等改正法附 則第87条第1項に 規定する年金たる <u>給</u> 付に該当する遺族年	〔同左〕

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1) • (2) 〔略〕

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由 となった障害について障害基礎年金が	0.86
支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除し

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1) • (2) 〔略〕

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同 一の事由について厚生年金保険法の規定に よる障害厚生年金又は国民年金法の規定に よる障害基礎年金の支給を受ける場合には、 当分の間、この条例の規定にかかわらず、 この条例の規定による休業補償の額に、第 1項又は第2項に規定する場合に応じ、そ れぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補 償年金について定める率を乗じて得た額 (その額がこの条例の規定による休業補償 の額から同一の事由について支給される当 <u>該年金たる給付の額(当該年金たる給付の</u> 2が支給される場合にあっては、その合計 額)を365で除して得た額を控除した残 額を下回る場合には、当該残額)を支給す る。

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を36

て得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

7 〔略〕

5 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

旧船員保険法 <u>の規定</u> による障害年金	〔同左〕
旧厚生年金保険法 <u>の規定</u> による障害年	〔同左〕
金	
旧国民年金法 <u>の規定</u> による障害年金	〔同左〕

7 〔略〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の付則第4条の規定は、平成27年10月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第19条の2に規定する年金たる損害補償(以下「年金たる損害補償」という。)及び同条例第4条第2号に規定する休業補償(以下「休業補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。